

東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準

平成10年2月20日

9台総経発第170号

台東区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定める。

（指名停止の手続）

第1条 指名停止等の措置は、指名停止委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て行うものとする。ただし、有資格者が別表1の1又は4の(1)に該当するとき、その他特に必要があるときは、区長は、直近の委員会の協議を経るまでの間、指名停止等の措置を行うことができる。

2 委員会は、総務部長、総務課長、経理課長及び主管課長をもって構成する。また、総務部長が必要と認めるときは、関係職員を参加させることができる。

3 委員長は、総務部長とし、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する者がその職務を代理する。

5 委員長は、緊急を要する場合において委員会を招集する暇がないと認めるときは、回議の方法により委員会の事務を処理することができる。

（指名停止の基準）

第2条 区長は、有資格者が別表1の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止を受けた当該有資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。ただし、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し注意の喚起を行うことができる。

2 区長は、別表1の2又は3に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

(1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員を充てている場合

(2) 部門別格付及び社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前号に準ずると認められる場合

3 有資格者が別表1の4の(1)アに該当する場合で、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は当該有資格者の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するなど極めて悪質と認められるときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。

(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供し、若しくは便宜を提供するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与したとき。

(4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したとき。

4 本基準は、別表2に定める団体との契約においても、準用するものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 有資格者が一の事案により別表1の各号に掲げる措置要件の2以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表1の各号に掲げる期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

(1) 有資格者が、別表1の1の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の1に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が、別表1の3に掲げる措置要件に係る指名停止期間中若しくは指名停止期間満了後又は注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の3に該当することとなったとき。

(3) 有資格者が、別表1の4の(1)若しくは(2)の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の4の(1)又は(2)に該当することとなったとき。

(4) 別表1の4の(1)又は(2)に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人若しくは有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(5) その他特に必要であると認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表1の各号に掲げる期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表1の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

(2) その他特に必要であると認められるとき。

4 極めて悪質な事由又はしんしゃくすべき特別の事由等がある場合には、別表1に掲げる期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表1に定める期間の範囲で、指名停止期間の変更を行うことができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(下請負人、共同企業体及び事業協同組合等に関する指名停止)

第4条 別表1の2、3又は4の(3)の措置要件のいずれかに該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止

を行うものとする。

- 2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、指名停止を行うものとする。この場合の組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表1に定める期間の範囲内とする。
- 4 前2項の規定により、構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

(指名停止の通知)

第5条 第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認められる相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合においては、必要に応じ改善措置の報告を求めるものとする。

(指名停止等の公表)

第6条 指名停止を行ったとき、又は入札参加資格の取消しを行ったときは、有資格者名、理由及び指名停止期間等を公表するものとする。

- 2 指名停止期間を変更したときは、これを公表するものとする。
- 3 指名停止を解除したときは、公表を取り止めるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 指名停止期間中の有資格者は、随意契約の相手方になることができない。

(下請負等の禁止)

第8条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が、工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止の特例)

第9条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名を行うことができる。

- 2 契約の種類、履行場所等からみて、指名停止期間中の有資格者以外には、当該契約に係る業務等を履行できる者がいないなど、やむを得ない理由があると区長が認める場合は、第7条及び第8条の規定は適用しないものとする。

付 則

この基準は、平成10年2月20日から適用する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この基準は、平成１９年４月１日から適用する。

付 則

この基準は、平成２０年１１月１日から適用する。

付 則

- １ この基準は、平成２１年９月１日から適用する。
- ２ 平成２１年８月３１日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成２３年４月１日から適用する。
- ２ 平成２３年３月３１日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成２５年４月１日から適用する。
- ２ 平成２５年３月３１日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成２６年４月１日から適用する。
- ２ 平成２６年３月３１日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成２７年１０月１９日から適用する。
- ２ 平成２７年１０月１８日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成２８年９月１日から適用する。
- ２ 平成２８年８月３１日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

- １ この基準は、平成３０年１２月２０日から適用する。
- ２ 平成３０年１２月１９日以前に行った指名停止等については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成３１年２月７日から適用する。

付 則

この基準は、令和７年８月５日から適用する。

別表 1

措 置 要 件	期 間
1 贈賄 (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が台東区職員（別表 2 に定める法人の職員を含む。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 有資格者である役員又は支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、関東地方及び長野県の区域内における台東区以外の公共機関（刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)の区域外における台東区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は起訴を知った日から 1 2 月以上 2 4 月以内 9 月以上 2 4 月以内 6 月以上 1 8 月以内 逮捕又は起訴を知った日から 6 月以上 1 8 月以内 4 月以上 1 2 月以内 3 月以上 9 月以内 逮捕又は起訴を知った日から 4 月以上 1 2 月以内 3 月以上 9 月以内 1 月以上 5 月以内
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故 (1) 台東区発注の契約履行上の事故の場合 ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合 イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合 ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合 エ 事故を発生させたが、ア、イ又はウに掲げる傷害又は被害がなかった場合（傷害又は被害が著しく小さい場合を含む。）	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内 1 月以上 3 月以内 1 月以内

(2) 台東区発注の契約を除く関東地方及び長野県の区域内における事故の場合	当該認定をした日から
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1 月以上 5 月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1 月以上 2 月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者又は多数の負傷者を出した場合	1 月以上 2 月以内
エ 事故を発生させたが、ア、イ又はウに掲げる傷害又は被害がなかった場合（傷害又は被害が著しく小さい場合を含む。）	1 月以内
(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	当該認定をした日から 1 月以上 5 月以内
3 契約履行成績不良等	
台東区発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合又は契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、刑法第96条の6第2項又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 台東区発注の契約に関するもの	6 月以上 2 4 月以内
イ 台東区発注の契約を除く関東地方及び長野県の区域内におけるもの	4 月以上 1 2 月以内
ウ イの区域外のもの	2 月以上 6 月以内
(2) 独占禁止法に違反し（前項に掲げる場合を除く。）、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から
ア 台東区発注の契約に関するもの	3 月以上 9 月以内
イ 台東区発注の契約を除く関東地方及び長野県の区域内におけるもの	2 月以上 9 月以内
ウ イの区域外のもの	1 月以上 3 月以内
(3) (1)又は(2)に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことによ	当該認定をした日から

り、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合	1 月以上 9 月以内
5 暴力団又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の関与等 (1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくは使用人が、暴力団等である場合、又は暴力団等が有資格者である個人若しくは法人の経営を支配していると認められる場合 (2) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、暴力団等を雇用していると認められる場合 (3) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持、運営等に協力し、又は関与していると認められる場合 (4) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用していると認められる場合 (5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合 (6) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる場合 (7) 台東区発注の契約の相手方の下請人等が、(1)に該当する場合において、台東区が当該下請人等との契約の解除を契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合	当該認定をした日から 1 2 月を経過し、かつ改善されたと認められるまで
6 不誠実な行為 落札後、正当な理由なく契約を締結しない場合	当該認定をした日から 1 月以上 1 2 月以内
7 虚偽記載 台東区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内

8 公契約条例違反 東京都台東区公契約条例（令和5年12月台東区条例第56号。以下「公契約条例」という。）第2条第3号に規定する特定公契約の履行において、次の各号のいずれかに該当した場合 （1） 公契約条例第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合 （2） 公契約条例第13条第1項の規定による命令に従わない場合 （3） 公契約条例第13条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	当該認定をした日から 1月以上12月以内
---	---------------------------------

別表2

公益財団法人台東区芸術文化財団 公益財団法人台東区産業振興事業団 社会福祉法人台東区社会福祉事業団 社会福祉法人台東区社会福祉協議会 社会福祉法人台東つばさ福祉会 公益社団法人台東区シルバー人材センター
